

○浜松市旅館業法施行条例

平成24年12月14日

浜松市条例第73号

浜松市旅館業施設の構造設備の基準に関する条例(平成16年浜松市条例第30号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同浴室 旅館業の施設に設けられた浴室であって、同時に複数の者を入浴させることを予定しているものをいう。
- (2) 脱衣室 浴室に附属し、入浴者が衣類の着脱を行う室又は場所をいう。
- (3) 気泡発生装置等 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備をいう。
- (4) 循環式浴槽 ろ過器その他の装置を設置し、浴槽水を循環させる方式の浴槽をいう。
- (5) 浴槽水 浴槽内の温水又は水をいう。
- (6) 水道水 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。
- (7) 原湯 浴槽水を再利用しないで浴槽に直接供給される温水をいう。
- (8) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接供給される水をいう。
- (9) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (10) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

(施設の構造設備の基準)

第3条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ねずみ及び衛生害虫の侵入を防止するための設備が設けられていること。
- (2) 水道水その他飲用に適する水を衛生的で十分に供給し得る設備が適切に設けられていること。
- (3) 寝具類、清掃用具等の数量に応じて、衛生的に収容することができる大きさを有する保管室が設けられていること。
- (4) 便所には、流水式手洗設備が設けられていること。
- (5) 共同浴室を設置する場合にあっては、次に掲げる措置が講じられていること。
 - ア 共同浴室及び脱衣室は、男女それぞれ専用のもとし、男子用と女子用とを併設する場合にあっては、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる共同浴室にあっては、この限りでない。
 - イ 共同浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない構造とすること。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる共同浴室にあっては、この限りでない。
 - ウ 脱衣室には、衣類かごその他の入浴者の衣類等を清潔に保管することができる設備を設けること。
- (6) 浴室には、次に掲げる措置が講じられていること。
 - ア 入浴者の利用に供する湯栓及び水栓を設けること。
 - イ 洗い場を設置する場合にあっては、洗い場の床面から浴槽の上縁までの高さは、5センチメートル以上とすること。
 - ウ 打たせ湯又はシャワーを設置する場合にあっては、循環している温水又は水を用いない構造とすること。
 - エ 気泡発生装置等を設置する場合にあっては、当該気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造とすること。
 - オ 屋外に浴槽を設置する場合にあっては、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混入しない構造とすること。
- (7) サウナ室を設置する場合にあっては、次に掲げる措置が講じられていること。
 - ア 男女それぞれ専用のもとし、男子用と女子用とを併設する場合にあっては、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、貸し切って使用させるサウナ室にあっては、この限りでない。
 - イ 出入口の扉に室内の全部を見通すことができる窓を設けること。
 - ウ 室内の見やすい場所にブザーその他の非常用設備を設けること。
- (8) 循環式浴槽(ろ過器を設置するものに限る。)を設置する場合にあっては、次に掲げる措置が講じられていること。
 - ア ろ過器は、砂式ろ過器(ろ過タンク内に、粒子の大きさ又は比重の異なる天然砂等のろ材を積層して温水又は水をろ過する方式のろ過器をいう。)で、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、ろ材には、十分な逆洗浄を行うことができるものを使用したものとする。ただし、これにより難しい場合は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、清掃及び消毒を容易に行うことができる構造のものとする。
 - イ 集毛器を設置すること。この場合において、循環している温水又は水がろ過器内に入る前に設けられる構造とすること。

ウ 浴槽水の消毒装置を設置すること。この場合において、循環している温水又は水がろ過器内に入る直前に消毒に用いる薬剤が注入される構造とすること。

エ 浴槽水の補給口は、浴槽の底部に近い部分に接続する構造のもの又は微小な水粒の発生を防止する構造のものとする。ただし、規則で定めるところにより、浴槽水の補給に関し適切な管理を行う場合にあつては、この限りでない。

(平30条例17・一部改正)

(社会教育施設等)

第4条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項)において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により指定された博物館に相当する施設
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設
- (5) 前各号に掲げる施設のほか、青少年のための教育施設、スポーツ施設その他の施設のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、市長が指定したもの

2 市長は、前項第5号の規定による指定をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(平27条例78・令5条例20・令5条例46・一部改正)

(許可について意見を求める者)

第5条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項)において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が設置する施設 当該施設について監督庁があるときは当該監督庁、監督庁がないときは当該施設の設置者

(令5条例46・一部改正)

(営業者の講じるべき措置の基準)

第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室には、次に定める割合を超えて客を宿泊させないこと。
 - ア 旅館・ホテル営業の施設の客室にあつては、1客室の有効面積(宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)3.3平方メートル(寝台を置く客室にあつては、4平方メートル)につき1人
 - イ 簡易宿所営業の施設の客室にあつては、1客室の有効面積1.65平方メートルにつき1人
 - ウ 下宿営業の施設の客室にあつては、1客室の有効面積4平方メートルにつき1人
- (2) 便所の洗浄水その他飲用に供する目的以外の目的のための水を供給する設備を設ける場合は、誤って飲用することを避けるため、その旨の表示を当該設備の周囲の見やすいところに掲示すること。
- (3) 客室その他適当な場所にくず入れ容器を備えること。
- (4) ねずみ及び衛生害虫について、6箇月に1回以上定期的に点検し、駆除すること。この場合において、当該点検及び駆除の記録は、点検の日から3年以上保存すること。
- (5) 共同浴室を使用する場合にあつては、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。
 - イ 共同浴室及び脱衣室は、換気を十分に行うこと。
 - ウ 脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には必ず身体を洗うことその他の入浴上の注意を掲示すること。
- (6) 宿泊者に、くし、ヘアブラシ又はタオルを提供し、又は貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとする。
- (7) 宿泊者に、かみそりを提供する場合は、新しいものとする。
- (8) サウナ室を使用する場合にあつては、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 室内の換気を十分に行うこと。
 - イ 室内の見やすい場所に利用上の注意を掲示すること。
- (9) 循環式浴槽を使用する場合にあつては、入浴設備について次に掲げる措置を講じること。
 - ア 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
 - イ 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を使用する場合にあつては、貯湯槽内の原湯の温度を原湯の補給口から底部に至るまで摂氏60度(最大の使用時にあつては、摂氏55度)以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、貯湯槽内の原湯の水質を定期的に検査することにより生物膜の状況を監視し、必要に

- 応じて貯湯槽内の原湯の消毒又は貯湯槽内の生物膜を除去するための清掃及び規則で定める方法による消毒を行うこと。
- ウ 貯湯槽を使用する場合にあっては、1年に1回以上、清掃及び消毒を行うこと。
- エ 浴槽は、十分にろ過した温水若しくは水又は原湯若しくは原水を供給することにより、常に満水に保つこと。
- オ 浴槽は、1週間に1回以上完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用しない場合にあっては、毎日、完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。
- カ ろ過器を使用する場合にあっては、1週間に1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、規則で定める方法による消毒を行うこと。
- キ 浴槽水を循環させるための配管その他の設備は、1週間に1回以上規則で定める方法により消毒すること。
- ク 浴槽水を循環させるための配管その他の設備は、1年に1回以上内部の生物膜の状況を監視し、必要に応じて規則で定める方法による消毒により生物膜を除去すること。
- ケ 浴槽水は、規則で定める方法による消毒を行うこと。
- コ 集毛器を使用する場合にあっては、毎日、清掃及び消毒を行うこと。
- サ 消毒装置を使用する場合にあっては、維持管理を適切に行うこと。
- シ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水にあっては1年に1回以上、浴槽水にあっては1年に2回以上、アに規定する規則で定める基準に係る水質検査を行い、それらの結果を脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に掲示し、かつ、市長に報告すること。この場合において、当該水質検査の結果の記録は、検査の日から3年以上保存すること。
- ス 循環している温水又は水を誤って飲用するおそれがある場合にあっては、誤って飲用することを防止するための注意を掲示すること。
- セ 気泡発生装置等を使用する場合にあっては、規則で定めるところにより適切な管理を行うこと。
- ソ 衛生管理を自主的に行うため、規則で定めるところにより、衛生管理に係る計画書を市長に提出するとともに、当該計画書に基づき点検を行い、点検表を作成すること。この場合において、当該点検表は、点検の日から3年以上保存すること。
- (10) 循環式浴槽以外の浴槽を使用する場合にあっては、入浴設備について前号(エからスまでを除く。)に定めるもののほか、次に掲げる措置を講じること。
- ア 共同浴室の浴槽は、原湯又は原水を供給することにより、常に満水に保つこと。
- イ 浴槽は、毎日、完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。
- ウ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水(入浴者ごとに完全に換水する浴槽の浴槽水を除く。)にあっては、1年に1回以上前号アに規定する規則で定める基準に係る水質検査を行い、その結果を脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に掲示し、かつ、市長に報告すること。この場合において、当該水質検査の結果の記録は、検査の日から3年以上保存すること。
- (11) 衛生管理を行うための責任者を定めること。
- 2 市長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、政令第2条に規定する厚生労働省令で定めるもの及び当該施設以外の施設で市長が必要があると認めるものについては、前項に定める基準に関して、規則で必要な特例を定めることができる。

(平30条例17・令5条例39・一部改正)

(宿泊を拒むことができる事由)

第7条 法第5条第1項第4号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (2) 宿泊者が、法第6条第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する事項を告げないとき。
- (令5条例46・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の浜松市旅館業施設の構造設備の基準に関する条例(以下「旧条例」という。)の施行の際現に法第3条第1項の許可を受けている者及び当該許可の申請をしている者(これらの者から当該許可又は当該許可の申請に係る営業の用に供し、又は供しようとしている施設(以下この項において「営業施設」という。)を譲り受け、若しくは借り受け、又は合併、分割若しくは相続により取得した者を含む。)に係る営業施設については、旧条例の施行後最初に当該営業施設について改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行うまでの間は、第3条の規定は、適用しない。
- 3 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村(以下これらを「編入市町村」という。)の編入の際現に旅館業法施行条例の一部を改正する条例(平成15年静岡県条例第

- 48号)附則第2項の規定の適用を受けている者(その者から法第3条第1項の許可に係る営業の用に供している施設(以下この項において「営業施設」という。))を譲り受け、若しくは借り受け、又は合併、分割若しくは相続により取得した者を含む。)に係る営業施設については、編入市町村の編入の日以後最初に当該営業施設について改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行うまでの間は、第3条の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に法第3条第1項の許可を受けている者及び当該許可の申請をしている者(これらの者から当該許可又は当該許可の申請に係る営業の用に供し、又は供しようとしている施設(以下この項において「営業施設」という。))を譲り受け、若しくは借り受け、又は合併、分割若しくは相続により取得した者を含み、前2項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る営業施設については、この条例の施行後最初に当該営業施設について改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行うまでの間は、第3条第1号から第4号まで、第5号ア及びイ並びに第7号アの規定は、適用しない。
- 5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)第26条の規定の施行の日(以下「一括法施行日」という。)前に旅館業法施行条例(昭和48年静岡県条例第40号。以下「県条例」という。)第4条第2項第6号サ及び第7号ウの規定により行われた水質検査の結果の記録並びにこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に同法附則第19条第2項の規定により法第4条第2項の規定に基づき市が条例で定める基準とみなされる県条例(以下「みなし県条例」という。)第4条第2項第6号サ及び第7号ウの規定により行われた水質検査の結果の記録は、それぞれ第6条第1項第9号シ又は第10号ウの規定により行われた水質検査の結果の記録とみなす。
- 6 一括法施行日前に県条例第4条第2項第6号チの規定により提出された計画書及び同号チの規定により作成された点検表並びに施行日前にみなし県条例第4条第2項第6号チの規定により提出された計画書及び同号チの規定により作成された点検表は、それぞれ第6条第1項第9号ソの規定により提出された計画書又は同号ソの規定により作成された点検表とみなす。

附 則(平成27年12月11日浜松市条例第78号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日浜松市条例第17号)

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

附 則(令和5年3月17日浜松市条例第20号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月26日浜松市条例第39号)

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和5年9月19日浜松市条例第46号)

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。